

議 第 150 号

令和 6 年 6 月 4 日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例
第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 1 号中「始期」の次に「(フルタイム会計年度任用職員及びパート
タイム会計年度任用職員にあつては、満 3 歳)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(7) 子育て支援時間（当該職員が満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日（フルタイ
ム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあつては、満 3 歳に達
する日の翌日）から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある
子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年
法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害
児である子にあつては、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に
達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものを含む。）を養育するため、
1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
における休暇をいう。）

第 15 条に次の 1 項を加える。

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパート

タイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

子育て支援時間の導入に伴う規定の整備等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第50号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた</p>

ものとする。

第3条～第14条 【略】

(給与の減額)

第15条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、熊本市上下水道局就業規程（昭和35年水道局規程第1号）に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき管理者が定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期 （フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳） に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）
- (2) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次号に掲げるものを除く。）をいう。）
- (3) 介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）
- (4) 修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

ものとする。

第3条～第14条 【略】

(給与の減額)

第15条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、熊本市上下水道局就業規程（昭和35年水道局規程第1号）に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき管理者が定める勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期 _____ に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）
- (2) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（次号に掲げるものを除く。）をいう。）
- (3) 介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）
- (4) 修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条の定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(6) 不妊治療休暇（管理者が定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

(7) 子育て支援時間（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあつては、満3歳に達する日の翌日）から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあつては、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第15条の2～第17条の2 【略】

（会計年度任用職員についての適用除外）

第17条の3 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2、第11条の2、第13条及び第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場

(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条の定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(6) 不妊治療休暇（管理者が定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

【新設】

【新設】

第15条の2～第17条の2 【略】

（会計年度任用職員についての適用除外）

第17条の3 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2、第11条の2、第13条及び第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場

合において、同項中「及び第13条の2」とあるのは、「、第13条の2及び第14条」と読み替えるものとする。

第18条 【略】

附 則 【略】

合において、同項中「及び第13条の2」とあるのは、「、第13条の2及び第14条」と読み替えるものとする。

第18条 【略】

附 則 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。